

介護事業者・従業者のためのカスタマーハラスメント 無料法律相談事業開始のお知らせ

令和6年6月24日(月) 午前10時から受付開始

☆山梨県弁護士会所属の弁護士が相談に応じます。

○相談受付

メールと電話で受け付けます。

- ・受付メール：chouju@pref.yamanashi.lg.jp
- ・受付電話 055-223-1455

(山梨県福祉保健部健康長寿推進課)

※受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15
(祝日、年末年始は除く)

○相談について

無料相談は1つの案件で2回までです。

1回の相談時間は1時間以内です。

※土日祝日、年末年始には実施しません。

○相談内容

介護サービスの利用者・家族等からのハラスメント(身体的暴力、精神的暴力、性的ないやがらせ等)への対応に関する法律相談

※なお、厚生労働省の「管理者向け研修のための手引き」で、下記はハラスメントではないとされています。

- 1 認知症等の病気または障害の症状として現れた言動(BPSD等)
- 2 利用料金の滞納
- 3 苦情の申し立て

○対象者

山梨県内に所在する介護保険法により指定・開設許可を受けた介護サービス事業者及び事業所の職員

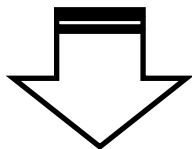
○相談場所

相談を担当する弁護士事務所での面談形式

無料相談事業の利用方法

(1)相談受付

- ① chouju@pref.yamanashi.lg.jp
あてに依頼書【様式1】を送信してください。
- ② ①の後、[055-223-1455](tel:055-223-1455) に確認の連絡を入れてください。
(山梨県福祉保健部健康長寿推進課)



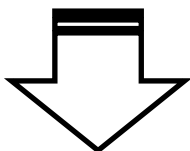
(2)担当弁護士の選定

相談内容や相談者の住所等を踏まえ、担当弁護士を選定します。



(3)無料相談決定の連絡

相談者に無料相談決定の連絡と担当弁護士をお知らせします。



(4)日程等の調整

相談者と担当弁護士で、無料相談の日程等を調整して下さい。



(5)無料相談の実施

担当弁護士の事務所で無料相談を実施して下さい。

【様式1】

依頼書の送信先

(メール送信後に、電話でもご連絡下さい。)

メール: chouju@pref.yamanashi.lg.jp

電話: 055-223-1455

(山梨県福祉保健部健康長寿推進課介護サービス振興担当)

山梨県介護事業所カスタマーハラスメント相談依頼書

依頼日: 令和 年 月 日

相談者	事業所名	
	介護サービス種類	
	職名	
	相談者名	
	電話番号	
	メールアドレス	
相談内容		
※個人情報は記載しないで下さい。		

※ 相談日程については、担当弁護士が決まり無料相談の実施決定後に、担当弁護士の連絡先をお知らせしますので、担当弁護士と直接連絡を取り合って、調整して下さい。

※ 必要に応じて、内容の確認等をさせていただきます。

この様式は山梨県のホームページにエクセル版を掲載しています。

[トップ](#) > [医療・健康・福祉](#) > [高齢者福祉](#) > [介護保険・介護サービス](#)

> [介護従事者に対するハラスメント対策について](#)